平成２６年（フ）第２５０号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地22―203号
債務者　藤川　康夫
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５１号
奈良市芝辻町２丁目５番17号　中島コーポＡ―201号
債務者　寺田　祥子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８４号
鳥取県米子市和田町3360番地
債務者　古木久美子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１９０号
愛媛県松山市南久米町412番地　ドエル東山Ｂ―101号
債務者　杉原　洋一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５号
愛媛県松山市萱町４丁目６番地７
債務者　濱田　直久
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
愛媛県松山市吉藤４丁目１番15号
債務者　乗松　夏奈
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３８号
愛媛県松山市土手内297番地５
債務者　姫本　早苗
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
愛媛県今治市朝倉下甲1268番地１、前住所愛媛県今治市北鳥生町４丁目２―６　ロータス鳥生Ｃ202号、前々住所松山市久万ノ台176―３　サンライズ第３マンション502号
債務者　村上　翔子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県直方市大字感田2272番地１　ファーツリータウンＢ号
債務者　國瀬　洋二
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県宮若市竹原343番地１、前住所福岡県直方市大字感田2211番地４
債務者　土居　達宏
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５７号
福岡県宮若市四郎丸20番地１
債務者　中村あおい（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１７２号
福岡県久留米市御井朝妻１丁目１番６―306号、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田442番地22
債務者　中山　晶行
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７４号
福岡県久留米市野伏間１丁目11番８号　パークサイド１番館303号、住民票上の住所福岡県久留米市東櫛原町1245番地６
債務者　小宮　　烈
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１１５号
佐賀県伊万里市黒川町塩屋223番地３
債務者　古竹　光浩
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１８号
佐賀県伊万里市二里町大里乙590番地１
債務者　浦川　耕二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２１９号
宮崎市吉村町冬治甲850番地10
債務者　児玉　　敏
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２０号
宮崎市吉村町冬治甲850番地10
債務者　児玉　晶子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　宮崎地方裁判所破産係